

公益社団法人 吹田青年会議所 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、公益社団法人吹田青年会議所と称する。

第 2 条 (主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

第 3 条 (目 的)

この法人は、地域社会において、地域社会における政治・経済・社会・文化等に関する諸問題を調査研究し、諸団体と協力して地域社会の正しい発展を図り、もって日本経済の発展に貢献すると共に、会員の連携と指導力の啓発に努め、国際青年会議所機構を通じ、国際的理解および親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

第 4 条 (運営の原則)

この法人は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行なわない。

2 この法人は、特定の政党のために利用しまたは利用させない。

第 5 条 (事 業)

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 地域社会の政治・経済・社会・文化に関する研究ならびにその進歩・発展に資する事業
- (2) 社会奉仕に関する事業
- (3) 青少年問題に関する事業
- (4) 会員の修練・指導力開発および相互の親睦を図るための事業
- (5) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所ならびに国内・国外の青年会議所およびその他の諸団体との連携
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 6 条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年 12 月 1 日に始まり、翌年 11 月 30 日に終る。

第 2 章 会員および会費

第 7 条 (会員の種類および資格)

この法人の会員は、次の 4 種とし、その資格は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員

大阪府吹田市およびその近郊に居住し、または、勤務する満 20 才以上 40 才未満の品格ある青年で、この法人の趣旨・目的に賛同する者。なお、事業年度中に満 40 歳に達したときでもその事業年度終了後最初の定時総会までは、正会員とする。ただし、事業年度中の 12 月 1 日から 12 月 31 日までに出生した者が満 40 歳に達した時は、その達した日後最初に開催される定時総会まで正会員とする。

(2) 特別会員

正会員であった者で、満 40 才に達した日の属する年度以降において、この法人の会員

となることを希望する者。

(3) 名誉会員

この法人に特に功労があった者。

(4) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人または団体。

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第8条（正会員の権利）

正会員は、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を有する。

第9条（入会）

この法人の正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦を得て申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 特別会員および賛助会員になろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。
3 理事会は、この法人に功労があった者を名誉会員として入会させることができる。

第10条（退会）

この法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出することにより任意に退会することができる。

- 2 会費納入前に退会を届け出た場合でも、当該年度の会費は納入しなければならない。

第11条（休会）

止むを得ない事由により、この法人の事業に長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て休会することができる。但し、休会中の会費はこれを免除しない。

第12条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損し、又は第3条の目的にそぐわない行為をしたとき。
(2) 会費を所定の期日までに納入しないとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第13条（会員資格の喪失）

第10条及び第12条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
(2) 会費を2年以上納入しないとき
(3) 当該会員が死亡したとき。但し、正会員が死亡した場合に、理事会の承認をもって本来の卒業年度まで物故会員として、その名を残すことができる。

第14条（会費および入会金）

正会員は入会に際して入会金を納入し、また会員は会費を毎年所定の期日までに納入しなければならない。但し、名誉会員・特別会員についてはこの限りではない。

- 2 会費ならびに入会金の額は、総会において定める。

第15条（抛出金品の不返還）

退会または資格喪失し、もしくは除名された会員がすでに納入した会費その他の拠出金は返還しない。

第 3 章 役員

第 16 条 (役員の種類別)

この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名または 3 名
- 2 理事の内 1 名を理事長、3 名または 4 名を副理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、その他の理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

第 17 条 (直前理事長及び特別顧問)

この法人に直前理事長及び特別顧問 (若干名) を置くことができる。

- 2 直前理事長及び特別顧問は、総会の決議によって選任する。
- 3 直前理事長及び特別顧問の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 4 直前理事長及び特別顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長及び副理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第 18 条 (資格および任免)

役員は総会の決議によって選任および解任される。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 第 1 項にかかわらず、役員が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の欠格事由に該当した場合は総会の決議を経て解任される。ただし、監事の解任については、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 19 条 (役員任期)

理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員が辞任した場合または任期満了の場合において、第 16 条 1 項の員数を欠く場合には、後任者が就任するまで、引続きその職務を行なうものとする。

第 20 条 (職務)

理事長は、この法人を代表し、処務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めたところに従い、その職務を代理しまたは代行する。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐して、常務をつかさどり、かつ事務局を統括する。

- 4 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

第 21 条（報 酬 等）

役員及び直前理事長並びに特別顧問は無報酬とする。

第 4 章 総会

第 22 条（種 類）

総会は、定時総会および臨時総会とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第 23 条（構 成）

総会は、すべての正会員をもって構成する。

第 24 条（権 能）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 25 条（開 催）

定時総会は、毎年 1 月に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

第 26 条（招 集）

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第 27 条（議 長）

総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

第 28 条（定 足 数）

総会は正会員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

第 29 条（決 議）

総会の決議は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

第 30 条（書面表決等）

やむを得ない事由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前 2 条の規定の適用については、その者は総会に出席し、議決に

加わったものとみなす。

第 31 条 (議 事 録)

総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 理事会

第 32 条 (構 成)

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 33 条 (種 類)

理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

第 34 条 (権 能)

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解任

第 35 条 (開 催)

定例理事会は、毎月 1 回開催する。

- 2 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、または役員から会議の目的たる事項を示し、書面で請求があったとき開催する。

第 36 条 (招 集)

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し開会の日の 7 日前までに会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示した文書をもって通告を発しなければならない。但し、理事及び監事全員の同意があれば招集の手続を省略することができる。

第 37 条 (議 長)

理事会の議長は、理事長または理事長の指名する者とする。

第 38 条 (定 足 数)

理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

第 39 条 (議 決)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数の同意をもって決する。

第 40 条 (議 事 録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 6 章 資産および会計

第 41 条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費および入会金
- (2) 寄附金品
- (3) 事業にともなう収入
- (4) その他の収入

第 42 条（資産の管理）

この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

第 43 条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第 44 条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 45 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に理事長が下記の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 46 条（暫定予算）

事業年度開始前に予算が成立しないときは、その年度の予算が成立するまでの間、理事会の承認を経て前年度の例により予算を執行するものとする。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算による収入支出とみなす。

第 7 章 定款の変更および解散

第 47 条（定款の変更）

この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

第48条（解 散）

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第49条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人箕面青年会議所及び公益社団法人摂津青年会議所または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員への分配は行わず、総会の決議を経て、公益社団法人箕面青年会議所及び公益社団法人摂津青年会議所または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第51条（公告の方法）

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 雑 則

第52条（委 任）

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は瀧川健一朗、松本道夫、桑原徹行、木下靖雄とする。
- 4 第49条及び第50条において、公益社団法人箕面青年会議所及び公益社団法人摂津青年会議所の記載箇所は、当該各青年会議所が公益社団法人として認定を受け登記をした日から有効とする。

改 訂

平成21年5月21日 改正

平成22年2月18日 改正